

議案第 77 号

有終東小学校児童の通学区域について

有終東小学校児童の通学区域について、別紙のとおり決定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 12 月 24 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

有終東小学校児童の通学区域についての方針を決定し、通学区域を変更するため

有終東小学校児童の通学区域変更方針（案）

大野市通学区域審議会答申を踏まえ、有終東小学校児童の通学区域変更方針を次のとおりとします。

（方 針）

有終東小学校から開成中学校に進学している、弥生町1区、弥生町2区、幸町区、春日三丁目下区（有終南小学校の通学区域を除く）、東中（有終南小学校の通学区域を除く）については、小学校通学区域を変更し、令和8年4月より有終南小学校に入学する。中学校通学区域は変更しない。

現在有終東小学校に通学している児童は、引き続き有終東小学校に通学する。

なお、当該地域に居住する児童が、令和7年度に有終南小学校に入学を希望する場合は認める。

また、きょうだいが有終東小学校に在籍している児童が、有終東小学校に入学することを希望する場合も認める。

有終東小学校に在籍している児童が、陽明中学校への進学を希望する場合も認める。

その他の個別の案件について、相談に応じる。

▼小学校通学区域（行政区等）

【変更前】

○有終南小学校

日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、若杉町、春日三丁目中区、国時町、春日三丁目下区（国道157号より西側）、篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、東中（こぶし通りより南側）、西里、飯降、新庄、偕生慈童苑

○有終東小学校

有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、**弥生町1区、弥生町2区、幸町区、春日三丁目下区（有終南小学校の通学区域を除く。）、東中（有終南小学校の通学区域を除く。）、**堂本、友江（下庄小学校の通学区域を除く。）、中挾一丁目、中挾二丁目、中挾三丁目、中保、菖蒲池

【変更後】

○有終南小学校

日吉町4区、日吉町5区、日吉町6区、天神町、糸魚町、高砂町1区、高砂町2区、高砂町3区、高砂町4区、高砂町5区、春日一丁目上区、春日一丁目中区、春日一丁目下区、春日二丁目東区、春日二丁目西区、春日三丁目上区、若杉町、春日三丁目中区、国時町、**春日三丁目下区、**篠座町、上篠座1区、上篠座2区、春日野、**弥生町1区、弥生町2区、幸町区、東中、**西里、飯降、新庄、偕生慈童苑

○有終東小学校

有明町、吉野町、美里町、美川町1区、美川町2区、月美町、清和町、堂本、友江（下庄小学校の通学区域を除く。）、中挾一丁目、中挾二丁目、中挾三丁目、中保、菖蒲池